

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の 全部を変更する公示

令和 3 年 4 月 9 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 4 第 3 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和 3 年 4 月 1 日）の全部を次のとおり変更する。

記

（１）まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 5 日から 5 月 11 日までとする。（２）の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・宮城県、大阪府及び兵庫県については、令和 3 年 4 月 5 日から 5 月 5 日までとする。
- ・京都府及び沖縄県については、令和 3 年 4 月 12 日から 5 月 5 日までとする。
- ・東京都については、令和 3 年 4 月 12 日から 5 月 11 日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 4 項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

（２）まん延防止等重点措置を実施すべき区域

宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県及び沖縄県の区域とする。

（３）まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。